

<重要事項説明書（別紙1）>

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅サービス介護

陽だまりさばえのご案内

1 当事業の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 陽だまりさばえ
- ・開設年月日 平成24年4月1日
- ・所在地 福井県鯖江市旭町4丁目9番10号
- ・電話番号 0778-51-2755
- ・管理者名 横谷 洋子
- ・介護保険指定番号 (1890700063)

(2) 目的と運営方針

要介護者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供する。要支援者が可能な限りその居宅において、又は事業所に通い、若しくは短期間宿泊し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すよう、適切なサービスを提供する。

(3) 職員体制（当事業に従事する職員）

	常 勤	業務内容
管 理 者	1名	管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	1名	介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。
看護職員	1名	看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。
介護職員	① 日勤 利用者3名に1名以上 （常勤換算） ② 訪問 1名以上（常勤換算） ③ 夜勤 1名以上	介護職員は、利用者が居宅において又は事業所に通いもしくは短期間宿泊し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活が営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護を行う。
事務職員	相当数	事務職員は、必要な事務業務を行う。
運転職員	相当数	運転職員は、事業の目的、運営の方針に必要な運転業務を行う。

(4) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。
 宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室（個室）	9室	
居間、食堂	兼 1	
台所	1	
浴室	1	
消防設備	あり	自動火災報知器（介護医療院かがやきと連動）、誘導灯、消火器、スプリンクラー
その他		身障者トイレ、脱衣室、静養コーナー等

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

(5) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 年中無休
- ② 営業時間 （24時間）
 - ・ 通いサービス 9時から18時まで
 - ・ 訪問サービス 9時から18時まで
 - ・ 宿泊サービス 17時から、翌朝10時まで

(6) 利用定員

- ① 事業所の登録定員は29人とする。
- ② 1日の通いサービスの利用定員は18人とする。
- ③ 1日の宿泊サービスの利用定員は9人とする。

(7) 通常の事業の実施地域

鯖江市全域

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

2 当事業所が提供するサービス

(1) 介護保険（介護予防）の給付の対象となるサービス

下記のサービスを具体的にどのような頻度、内容で行うかについては、利用者さまと協議の上、定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事（栄養管理）

- ・ 管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の心身状況に配慮した食事を提供します。（委託）

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行い、必要時は主治医（又は協力病院医師）による適切な医療を提供します。緊急時等、必要な場合は、医療機関との連携を行います。

⑥送迎サービス

- ・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ①利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話を提供します。
- ②訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ③訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ・医療行為
 - ・契約者もしくは利用者家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ・飲酒及び喫煙
 - ・契約者もしくは利用者家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ・その他契約者もしくは利用者家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ① 事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供

- 利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
食事は、特段の事情がない限り当施設の提供するものをお召し上がり下さい。
過度の間食などの持ち込みはご遠慮願います。

② 宿泊に要する費用

- 契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

③おむつについて

- 利用者にてサービス提供に必要な数準備頂く場合は請求致しません。

(3) 利用者の選定により提供するもの（日常生活に要する費用で本人にご負担頂くもの）

① レクリエーション参加について

- 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

② 健康管理について

- インフルエンザ予防接種などを希望された場合は、実費を請求します。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ①小規模多機能型居宅介護サービスは小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ②契約者の都合により、利用予定日の前に小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ③ 介護保険の対象となるサービスにきましては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）め、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- ④サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

事業者は、契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して契約者に説明の上交付します。

4 苦情等申立先

(1) 当事業所における利用相談室

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 窓口担当者 横谷洋子
- 利用時間 営業時間（通いサービス時間帯9時～18時）
- 利用方法 ①電話 0778-51-2755
- ②面接 先ず、お電話にてご連絡下さい。

また、苦情専用ボックスを施設内に設置しています。

(2) 鯖江市

鯖江市長寿福祉課	電話番号 0778-53-2218
鯖江市地域包括支援センター	電話番号 0778-53-2265

(3) その他

福井県国民健康保険団体連合会	電話番号 0776-57-1614
福井県社会福祉協議会内運営適正化委員会	電話番号 0776-24-2347

5 運営推進会議の設置

当事業所では、事業の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：2月に1回開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

6 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

木村病院
小部歯科医院

7 緊急時の対応

当事業所のサービス利用中に緊急対応の必要性が生じた場合は、予めご提示頂いている連絡手順の取り決めのもと、速やかに利用者家族、主治医や協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じます。

8 非常火災等の対応

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います			
平常時の訓練等	別途定める消防計画にのっとり避難訓練実施します			
防火設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知器	あり	非常用誘導灯	あり
	スプリンクラー	あり	火災通報装置	あり
	消火器	あり		
消防計画等	防火管理者：高島市郎			

- 福井県国民保護計画及び福井県地域防災計画、並びに関係市町地域防災計画等に基づき、災害時における情報の確認等、適切な対応に努めます。
- 非常災害発生時訓練を定期的実施します。
- 感染症や非常災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための事業継続計画を策定しております。

9 サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示してください。
- ② 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- ③ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ⑤ 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑥ 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ⑦ 利用者の安全を最優先し、ご協力ご理解を頂く説明を行っております。ご不明な点など、随時、職員にお申し出下さい。

10 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所にて事故が発生した場合は、利用者及び利用者家族、並びに関係市町村に速やかに連絡を行い、必要な措置を行います。
- (2) 当事業所にて事故が発生した場合は、利用者及び利用者家族に対して、発生した事故についての十分な説明を行います。
- (3) 当事業所にて事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止に努めます。
- (4) 当事業所は、サービス提供時の事故に対する損害賠償保険に加入しています。また、事故発生時は、速やかに手続きを行います。
- (5) 当事業所は、職員に対し、事故防止を目的とした施設内外における研修を実施し、サービスの質の向上に努めます。

11 虐待防止に関する対応

サービス提供中 虐待を受けたと思われる状況が確認された場合には 速やかに家族・主治医・地域包括支援センター・市町等に連絡をとり必要な措置を講じるものとする。

12 禁止行為

事業の提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- (2) 事業所内での飲酒、喫煙等
- (3) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)。
- (4) 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

1.3 感染症の予防について

当事業所では、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が実施する施策に必要な措置を講ずるよう努めます。

1.4 その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

<重要事項説明書（別紙2）>

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅サービス介護
陽だまりさばえのご案内
(令和7年4月1日現在)

1 介護保険証の確認

利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅サービス介護について

要介護者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供します。要支援者が可能な限りその居宅において、又は事業所に通い、若しくは短期間宿泊し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すよう、適切なサービスを提供します。

3 利用料金

(1) 法定給付（法定代理受領の場合）

<サービスの利用料金>

法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額の1割（但し、1割負担以外の場合は、負担割合証に記載された割合を乗じた金額となります。）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額

- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

① 小規模多機能型居宅介護費（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

利用料金（記号別）

※ 1 割 負 担 の 場 合

《基本部分》		
小規模多機能型居宅介護費	要介護1	10,458円/1月につき
	要介護2	15,370円/1月につき
	要介護3	22,359円/1月にき
	要介護4	24,677円/1月につき
	要介護5	27,209円/1月につき
※登録期間が1月に満たない場合	要介護1	572円/1日につき
	要介護2	640円/1日につき
	要介護3	709円/1日につき
	要介護4	777円/1日につき
	要介護5	843円/1日につき

《加算部分》			
	初期加算（登録した日から30日以内の期間のみ）	30円/1日につき	
	総合マネジメント体制強化加算	(I)	1200円/1月につき
		(II)	800円/1月につき
	認知症加算	(I)	920円/1月につき
		(II)	890円/1月につき
		(III)	760円/1月につき
		(IV)	460円/1月につき
	若年性認知症利用者受入加算	800円/1月につき	
	看護職員配置加算(I)	900円/1月につき	
	生活機能向上連携加算(I)	100円/1月につき	
	栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度）	20円/1回につき	
	科学的介護推進体制加算	40円/1月につき	
	生産性向上推進体制加算	(I)	100円/1月につき
		(II)	10円/1月につき
	サービス提供体制強化加算	(I)	750円/1月につき
		(II)	640円/1月につき
	介護職員処遇改善加算(I～IV) (所定単位数の106～149/1000)	合計単位数 10.6%～14.9%	

※ 該当するサービスを提供（利用された）場合にのみ請求します。

- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
 利用料金(負担分) ※1割負担の場合

《基本部分》		
介護予防小規模多機能型居宅介護費	要支援1	3,450円/1月につき
	要支援2	6,972円/1月につき
※登録期間が1月に満たない場合	要支援1	424円/1日につき
	要支援2	531円/1日につき

《加算部分》			
	初期加算（登録した日から30日以内の期間のみ）	30円/1日につき	
	総合マネジメント体制強化加算	(I)	1200円/1月につき
		(II)	800円/1月につき
	若年性認知症利用者受入加算	450円/1月につき	

生活機能向上連携加算	(I)	100円/1月につき
	(II)	200円/1月につき
栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)		20円/1回につき
生産性向上推進体制加算	(I)	100円/1月につき
	(II)	10円/1月につき
科学的介護推進体制加算		40円/1月につき
サービス提供体制強化加算	(I)	750円/1月につき
	(II)	640円/1月につき
介護職員処遇改善加算 (I~IV) (所定単位数の106~149/1000)		合計単位数 10.6%~14.9%

※上記内容は、令和6年4月現在の事業状況に応じた「介護（介護予防）サービスコード」となります。

※「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」に規定する項目が変更となった場合は（サービスコードが変更となった場合は）、適切なサービスコードに変更します。

※上記内容以外の加算減算が発生した場合は、該当利用者さまに提供（請求）前に説明し、適切なサービスコードにて対応致します。

※提供に際し、算定要件を満たさない項目は、請求致しません。

(2) 法定外給付

<サービスの概要の利用料金>

① 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

朝食：495円（1食につき）

昼食：495円（1食につき）

夕食：495円（1食につき）

キャンセル料について

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、前日17時までにご連絡を頂ければキャンセル料は発生しませんが、それ以外のキャンセルは下記のキャンセル料が掛かりますのでご了承ください。

(連絡先：陽だまりさばえ TEL：0778-51-2755)

① ご利用日の前日17時までにご連絡を頂いた場合	無料
② 当日のキャンセル及びご連絡がなかった場合	495円/食

② 宿泊に要する費用

契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金料：1,571円（1日につき）

③ おむつ代

実費を請求します。

但し、利用者にて、サービス提供に必要な数準備頂く場合は請求致しません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用者の選定により提供するもの（日常生活に要する費用で本人にご負担頂くもの）

①レクリエーション

参加を希望され、且つ、参加された場合のみ、実費（相当分）を請求します。

また、従前に金額をお知らせし、同意を得た場合のみ請求します。

②インフルエンザ予防接種

実費を請求します。

但し、医療機関を受診される場合は、当該医療機関に直接お支払い頂き、重複請求は致しません。

(4) その他

ご不明な点は随時お申し付け下さい。

4. 支払い方法

- ・ 請求書は月単位となります。
- ・ 毎月15日までに、前月分の請求書を発行します。
- ・ お支払い方法は、銀行引落、振込み又は現金（かがやき窓口支払い）がご利用頂けます。
但し、銀行引落、振込みをご利用される場合に必要な手数料はご負担願います。
- ・ 銀行引落し以外をご利用頂く場合は、請求書作成日より起算して14日以内にお支払い下さい。
お支払い頂きますと領収書を発行いたします。
(※利用日が月を跨ぐ場合など、利用日に合わせて、支払い期日を調整させていただきます。)
- ・ ご不明な点は随時お申し付け下さい。

<重要事項説明書（別紙3）>

個人情報の利用目的
(平成30年4月1日現在)

陽だまりさばえでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する当事業理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －利用日時等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

なお、診療録・介護記録等の情報に加え、利用者肖像（リハビリテーション風景）写真や動画などの撮影を行った場合も適切に管理を行います。

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅サービス介護利用契約書

《 社会医療法人 寿人会 》

◇◇◇ 当事業所では、重要事項説明書確認後に契約をお願いしております。◇◇◇

利用者を甲とし、事業者（陽だまりさばえ）を乙とし、下記の通り地域密着型サービス利用契約書を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 乙は、介護保険関係法令の定めるところにより、甲が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、一方、甲及び甲を扶養する者又は甲の保証人（以下「扶養者等」という。）は、そのサービスに対する料金を連帯して支払うことについての取り決めることを本契約の目的とします。
- 2 乙が甲に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などは、重要事項説明書（別紙1、別紙2及び別紙3）に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 本契約期間は、利用同意書を当事業所に提出した後、初回利用開始日以降から効力を有します。但し、扶養者等に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 甲は、前条2項に定める事項の改定が行われない限り、初回利用時の利用同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 乙の管理者（以下、「管理者」という）は、乙の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に甲の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、該当援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 乙は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、甲及び利用者家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 乙は、甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または甲もしくは利用者家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、甲及び利用者家族等と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更の際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 乙は、居宅サービス計画及び小規模多機能型介護計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 乙は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において甲に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、甲の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び乙のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という。）の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 甲は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分）、通常はサービス利用料金の1割（1割負担以外の場合は、負担割合証に記載された割合を乗じた金額）を乙に支払うものとします。但し、甲がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険者から払い戻されます（償還払い）。
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合又は月途中で登録を終了した場合、甲は登録した期間に応じて日割りした料金を乙に支払います。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前1項から4項のほか、甲は、以下の料金を乙に支払うものとします。
 - 1) 食事の提供に要する費用
 - 2) 宿泊にかかる費用
 - 3) 小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものについて係わる費用であって、甲に負担させることが適当と認められる費用。
- 6 前1項から5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを請求書作成日から起算して14日以内に支払うものとします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 甲は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに乙に申し出るものとします。
- 2 乙は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、乙の稼働状況により、甲の希望による日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を甲に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は該当サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は甲に対して変更を行う暦月1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 甲は、前項の変更不同意である場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業主の義務

第8条（乙及びサービス従業者の義務）

- 1 乙及び従業者は、サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮し、甲の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守します。
- 2 乙は、甲の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合は甲の家族への説明と同意を文章で行い実施を記録にのこします。
- 3 乙は、甲の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 4 乙は、現に小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに甲の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 5 乙は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 6 乙は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 7 乙は、甲に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、甲または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務）

- 1 乙及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た甲及び利用者家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 乙は、甲に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、甲に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、甲または利用者家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（乙の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、甲に故意または過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 乙は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- 1) 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2) 甲が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3) 甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4) 甲が、乙及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（乙の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

乙は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了**第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）**

- 1 甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、乙が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 1) 甲が死亡した場合
 - 2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 3) 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 4) 乙が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 5) 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 乙は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条（甲からの中途解約）

- 1 甲は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、甲は契約終了を希望する日の7日前までに乙に通知するものとします。
- 2 甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 1) 第7条第3項により本契約を解除する場合
 - 2) 甲が入院した場合

第15条（甲からの契約解除）

甲は、乙または従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1) 乙もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 2) 乙もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 3) 乙もしくは従業者が、故意または過失により甲または利用者家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第16条（乙からの契約解除）

乙は、本契約が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1) 甲が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2) 甲による第5条1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3) 甲が、故意または重大な過失により乙または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4) 甲が入院された後30日を超えて入院継続され、且つ、退院予定がない場合

第17条（清算）

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、甲が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了時の請求書作成日より起算して14日以内に清算するものとします。

第六章 その他

第18条（苦情対応）

乙は、その提供したサービスに関する甲等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口（重要事項説明書に明記）を設置して適切に対応するものとします。

第19条（事故発生時の対応について）

乙は、事故発生時に対して、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 利用者及び利用者家族、並びに関係市町村、居宅介護支援事業所に速やかな連絡
- 2) 利用者及び利用者家族に対して、発生した事故の十分な説明
- 3) 原因を解明し、再発防止に努める
- 4) 損害賠償保険に加入し、事故発生時は速やかに手続きを行う
- 5) 職員に対する事故防止を目的とした施設外における研修を実施し、サービスの質の向上に努める

第20条（虐待防止）

乙は甲の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するためのサービス従業者に対する研修の実施
- 2) 甲及び家族からの苦情対応体制の整備
- 3) その他の虐待防止のために必要な措置

乙はサービス提供中に、養護者（甲の家族等甲を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる状況の甲を発見した場合は、速やかにこれを市町に報告するものとする。

第21条（合意管轄）

本契約の起因する紛争に関して訴訟の必要性が生じたときは、福井地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法その他諸法令の定めるところにより、甲、乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意をもって協議するものとします。

陽だまりさばえ

代表者 木村 矢口 行

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅サービス介護

陽だまりさばえ利用同意書

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）を利用するにあたり、陽だまりさばえ利用契約書及び重要事項説明書（別紙1、別紙2及び別紙3）を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

氏名	
住所	〒
電話番号	

<利用者欄の署名代筆者> ※署名代筆された場合のみ記載願います。

氏名	(続柄:)
住所	〒
電話番号	
署名代行を行った理由	

<扶養者等> 署名代筆者と同じ

氏名	(続柄:)
住所	〒
電話番号	
確認事項※	私は、利用者の提供されたサービスに対する料金を、利用者と連帯して支払う義務があることを了承し、その支払いに同意します。

【本契約書第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

- 上記利用者に送付を希望します。
 上記扶養者等に送付を希望します。

なお、上記扶養者等の内容に変更が生じる場合は、事前に本紙更新（書換）をお願いします。

 本紙は、関係法令保管期間に応じて、事業所にて『原本保管』させていただきます。

控えが必要な場合は、複写（コピー）をお渡し致しますので、職員にお申し付け下さい。

陽だまりさばえ

代表者 木村 知行
 管理者 横谷 洋子